○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
国立市大字谷保字一本松四一五八番一から八王子市高倉町五七番一三まで	前	二二・〇〇～五八・〇〇メートル	八・〇三二キロメートル	
	後	二二・二五～五八・二五メートル	八・〇三二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
船橋市浜町二丁目一番四六から同市西浦一丁目一一番三まで	前	四九・九五～七二・五二メートル	二・八〇三キロメートル	
	後	四九・九五～八一・四五メートル	二・八〇三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	神奈川県中郡大磯町東小磯字海辺二四六番一地先から同町東小磯字海辺二四六番七地先まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○関東地方整備局告示第二百五号

次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二二一番一まで	前	B　九・〇〇～一〇三・〇〇メートル	一八・二三五キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		C　二八・〇〇～一三四・四〇	二・八一七	
	後	B　二三・五〇～一二六・〇〇	四・八三五	
		A　九・〇〇～一〇三・〇〇	一八・二三五	
		C　二八・〇〇～一三四・四〇	二・八一七	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	上田市小泉字塩田川原二六四五番一から同市小泉字駒場二七三七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○関東地方整備局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	B　一一・一六～一一・一六メートル	一二・七五二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　八六・〇〇～一七五・〇〇	三・九三四	
	後	B　一一・一六～一一・一六	一二・七五二	
		A　八六・〇〇～一七五・〇〇	三・九三四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月一日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	つくば市新牧田字こあんの二七〇番三から土浦市中村西根字又城二一四〇番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

○北陸地方整備局告示第七十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示

一の1中「五月六日から」の下に「五月三十一日まで、六月十五日から」を加え、「平日」の下に「並びに十二月の第二火曜日及びその翌日」を加える。